

## 公的年金の受給開始時期の意向について

MUFG 資産形成研究所 所長 日下部朋久

MUFG 資産形成研究所では、毎年、金融リテラシーの調査を目的として、1 万人（企業（従業員数 300 人以上）勤務者 8,500 名、公務員 1,000 名、専業主婦・主夫 500 名）に WEB アンケート調査を実施しています。本稿では、この「金融リテラシー1 万人調査」の 2022 年のアンケート結果のうち、公的年金の受給開始時期の意向について企業勤務者 8,500 名の調査結果について分析・考察を行いました。

〔図表1〕 アンケート対象企業勤務者の割付け

	男性		女性		合計
20代	1,053人	63.0%	619人	37.0%	1,672人
30代	1,613人	74.6%	549人	25.4%	2,162人
40代	2,037人	80.6%	489人	19.4%	2,526人
50代	1,593人	84.7%	288人	15.3%	1,881人
60代	216人	83.4%	43人	16.6%	259人
合計	6,512人	76.6%	1,988人	23.4%	8,500人

※調査対象は総務省「就業構造基本調査」(2017 年)における正規職員・従業員 300 人以上の企業と同分布となるよう割付け

### 1. アンケートの質問内容

#### 年金受給時期選択肢の拡大の利用意向について

2022 年 4 月より、公的年金の繰下げ受給を選べる年齢の上限が従来の 70 歳から 75 歳まで引き上げられることになりました(※)。あなたは、公的年金を何歳から受け取り始めたいですか？あなたの考えに最も近いと思われる選択肢を、一つお選びください。

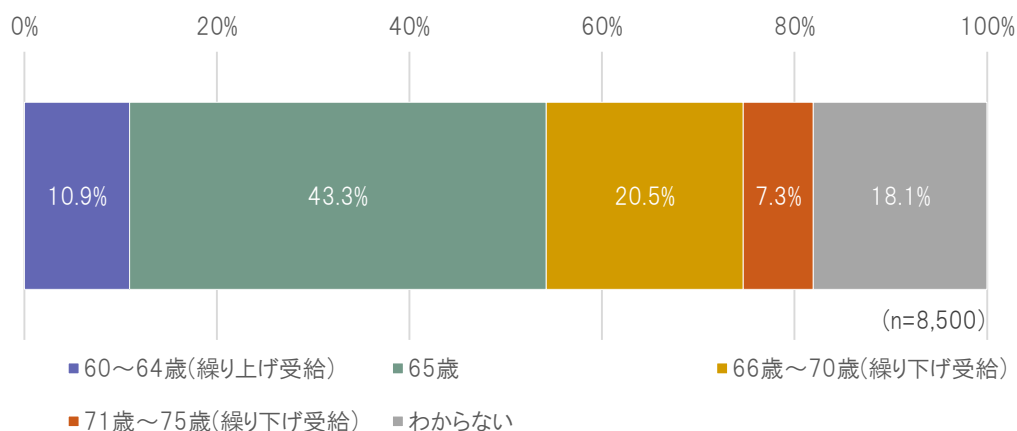
1. 60～64 歳(繰上げ受給)
2. 65 歳
3. 66 歳～70 歳(繰下げ受給)
4. 71 歳～75 歳(繰下げ受給)
5. わからない

※老齢年金は原則 65 歳から受け取れます。ただし、早く年金を受け取りたい人は最大 60 歳まで 1 カ月単位で繰上げる事ができ、遅らせても良い人は 66 歳以降最大 75 歳まで 1 カ月単位で繰下げることができます。  
※繰上げる場合は早く受け取る分、1 カ月につき 0.4%減額になります(ただし 1962 年 4 月 2 日以前生まれの人は、0.5%)。一方、繰下げの場合は、遅く受け取る分、1 カ月につき 0.7%増額になります。

### 2. 全体集計結果

全体の調査結果は図表 2 のとおりとなりました。受給開始時期の意向として、繰上げが 10.9%、65 歳が 43.3%、66～70 歳が 20.5%、そして 71～75 歳が 7.3%、わからないが 18.1%という結果です。やはり 65 歳が一番多くを占めたものの、繰上げ、繰下げ双方に意向が分かれました。特に 71～75 歳の繰下げ可能年齢の拡大にあたって前向きに反応した方が一定割合存在することもわかりました。これらの意向について世代別に違いがあるのか次に見てみます。

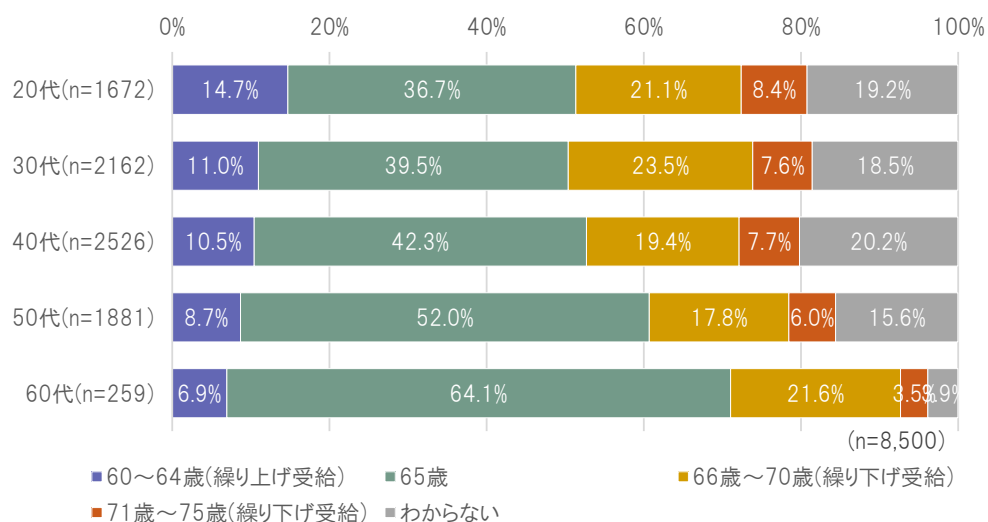
〔図表2〕 公的年金受給開始時期の意向



### 3. 世代別年金受給開始時期の意向について

図表3のとおり、繰上げ受給については世代が高くなるほど減少していく傾向がみられます。反対に65歳受給開始の割合が増加していきます。若い世代ほど受給開始の年齢は遠い将来となりますので、明確な見通しを持っていることは少ないと考えられ、回答の選択にばらつきが多くなっていると思います。とは言え、繰上げにより年金額は減少することを説明しているのにも関わらず、若い層の繰上げの割合が高いことは少し想定外でした。

〔図表3〕 世代別年金受給開始時期の意向



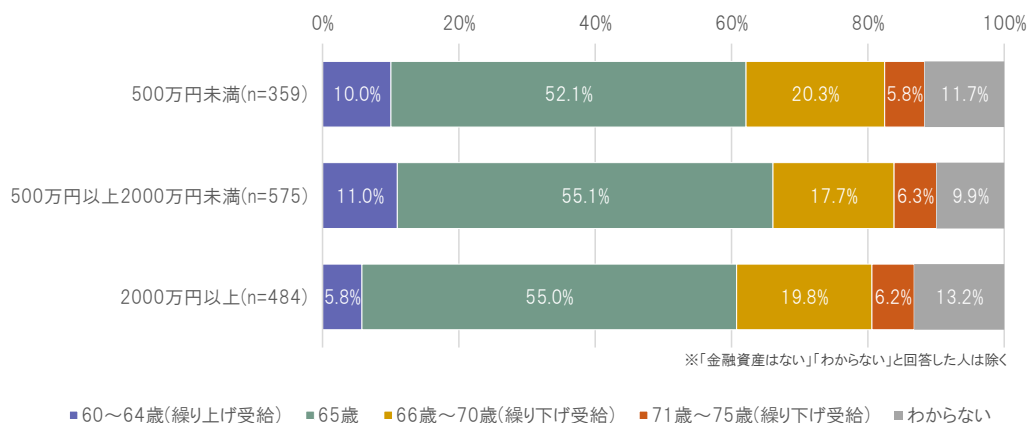
別の調査である、「年金制度に関する総合調査」(厚生労働省 2019年)によれば、49歳以下の方は12.9%が繰上げ受給を考えるととしていて、その理由として「自分がいつまで生きられるかわからないので受け取れる間に受け取りたいから」38.2%、「将来の年金制度に不安があるので、早めに受け取っておきたいから」10.9%となっています。遠い将来が故に少しでも確実な選択肢を志向した表れではないでしょうか。

#### 4. 50 歳代における意向について

次に、老齢期の収入の見通しに関心事となってくる 50 歳代では現実的な回答をしているのではないかと予想し、もう少し深掘してみます。

繰上げ受給の割合は図表 2 で示した全体では 10.9% のものが、図表 3 の 50 歳代では 8.7% と低下するとともに、「わからない」という回答も若干減少します。これに代わって 65 歳という回答が図表 2 の全体では 43.3% のものが、図表 3 の 50 歳代では 52.0% と大きく増加します。より受給開始時期のイメージができ現実的な選択肢を回答したように思います。さらにこれらの回答が保有金融資産残高によって違いが出てくるのか、集計したものが図表 4 です。

〔図表 4〕 50 歳代保有資産クラス別受給開始時期の意向



金融資産の保有残高別に 500 万円未満の方 (359 人、資産 0 円との回答者を除く)、500 万円以上 2000 万円未満の方 (575 人)、2000 万円以上の方 (484 人) の 3 層に分けて比較しました。傾向に大きな差異はありませんでしたが、保有資産 2000 万円以上の層では繰上げ受給の割合が 5.8% と比較的低いことが見て取れます。一定程度の金融資産を保有することの効果と考えられます。71~75 歳の繰下げについては図表 2 の全体の結果 7.3% よりそれぞれ低めになっています。70 歳超の雇用がこれからどのように変わっていくか不透明な現状、保有資産の多寡に関わらず繰下げまで検討しにくいことの表れではないでしょうか。

#### 5. 国民年金の繰上げの現状について

金融リテラシー 1 万人調査は、年金受給時期に関する今後の意向を調査したもののため、実際そのような行動をとるかどうかはわかりません。実際は受給可能な年齢近くとなって初めて、受給開始するか繰下げを決めるのではないかと思います。実績の繰上げ・繰下げの状況は厚生労働省公表の図表 5 のとおりです。

〔図表5〕 国民年金 受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

(年度末現在、単位：人、%)

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		人数	受給率	人数	受給率	人数	受給率
平成28年度	32,184,024	4,662,578	14.5	27,120,664	84.3	400,782	1.2
29	33,160,232	4,498,287	13.6	28,236,857	85.2	425,088	1.3
30	33,595,353	4,325,746	12.9	28,816,627	85.8	452,980	1.3
令和元年度	33,922,246	4,162,552	12.3	29,266,840	86.3	492,854	1.5
2	34,205,625	4,004,279	11.7	29,648,008	86.7	553,338	1.6

(出所) 令和2年度厚生年金保険・国民年金事業の概況(厚生労働省年金局)

国民年金の受給者において繰上げしている割合は、平成28(2016)年度は14.5%であったものの令和2(2020)年度の11.7%に年々減少しています。一方、繰下げについては徐々に増加しているものの令和2(2020)年度で1.6%にとどまっています。

国民年金の繰上げ受給割合の低下要因としては、企業の定年延長などで60歳以上の就業機会が容易に得られるようになってきていることが考えられますが、それでも10%以上はコンスタントに繰上げされています。今回のアンケート対象ではない第1号被保険者の割合が高いことも要因ですが、現実問題として収入を年金に頼らざるを得ない方が繰上げしているケースが多いと思います。繰上げ理由は既出の「年金制度に関する総合調査」によれば、65歳より前から受け取った理由で「年金以外の収入が無いから・足りないから」合計で65～69歳で45.5%、70歳以上では58.7%と収入面からの理由をあげています。一方で繰下げはわずかに増加基調であるものの1%台であり、アンケートでは3割近くが繰下げとした意向とは大きく乖離していることが特徴的です。

## 6. 受給開始年齢についての考察

繰下げの実績がわずかである原因は、65歳以降の就業による収入が減少し、代替として年金の機能が必要とされるからという当たり前の理由が真っ先に思い至ります。ただし、就業による収入の確保もできないことではないので、他の要因も絡み合っているはずです。

### (1) 手取り額で不利益になる可能性

一つの要因として、受給段階になるとさまざまな条件が明らかになって金銭的な損得を具体的に検討していることが考えられます。例をあげると、①就業による収入の見込み額の把握、②厚生年金を受給が一つの条件となる加給年金・振替加算の受給額の把握、③繰下げし増額となった後の収入に対する税・社会保険料の負担増を勘案した手取り額、などが繰下げ前後で比較できるようになります。その結果、金銭的に繰下げのメリットが感じにくくなります。すなわち今回のアンケートのように受給年齢に至る前は単に年金額の多寡で考えていたけれども、実際トータルでみた手取り額が詳細に計算できる段になると繰下げを選択しなくなるということが考えられます。ただし、この点については実際に詳細に金額を分析するというよりは、一般の解説記事を読んで判断している可能性があります。というのも

個々人で長生きの見込み、老後の収入源や金額、家族構成等、諸条件は異なるため、金銭的損得の結論は異なる可能性があるからです。

### (2) 65歳支給開始が原則という呪縛

もう一つの要因は、支給開始が原則 65 歳以降と決められていることにあると思います。制度上は 60 歳以降 75 歳までいつから受給を開始しても良いことになっているにも関わらず 65 歳が圧倒的に多いのは、上述のように金銭的な損得勘定もありますが、デフォルト値としての 65 歳というメッセージが影響していると考えます。人は標準的なものとして定められたルールにしたがい易い性質を持っており、繰上げの選択には多少の躊躇があると思いますが、65 歳に到達すれば、もらえるものは早くもらいたい気持ちになるものです。行動経済学では現在バイアスなどと呼ばれ、未来にある喜びよりも、目の前にある喜びを優先してしまう心理として説明されます。

たとえば原則の支給開始年齢 68 歳として、 $0.7\% \times 36 \text{ヶ月} = 25.2\%$ 増額された年金を支払う制度に改正した場合に、65 歳に繰上げ受給すれば改正前と変わらない年金が得られる設計とすることが可能ですが、実際に 65 歳に繰上げ受給する方は、おそらく現状 65 歳で受給開始している方の割合より小さくなると考えられます。損得計算を厳密にして金銭的には 65 歳開始の方が有利だからと繰上げ受給をするという方ばかりではなく、素直に原則に従う方は一定数いるはずで、そう考えると政策として、より長く働き、より多くの年金を受給することが望ましいとするならば、65 歳以降の就業環境を整備しつつ、支給開始年齢 65 歳というデフォルトの設定を財政中立的に引上げることが効果的です。

ただし支給開始年齢の引上げについては、年金財政の視点ではマクロ経済スライドにより財政の持続性は担保されており、表立った見直し議論はされていません。また実際引上げの改正をしようとする、繰上げ受給を選択すれば改正前の 65 歳受給開始と変わらない支給が受けられるとしても、年金が削られたとの印象をもたれたり就業環境の整備が条件になったり、合意形成が困難な可能性があります。

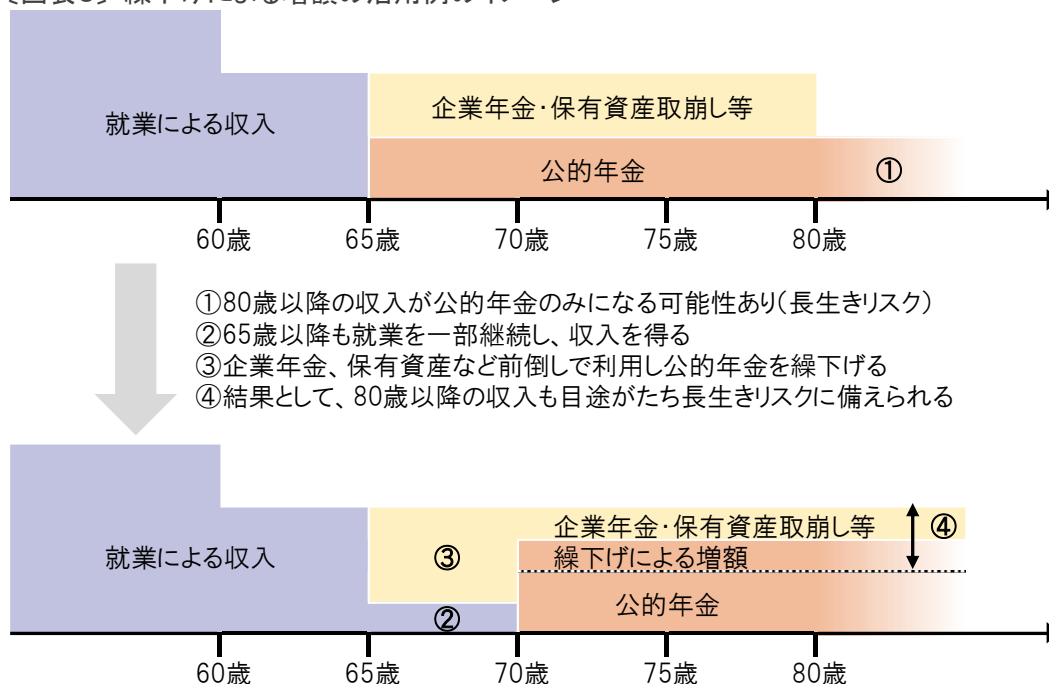
### (3) 繰下げメリットを享受する工夫を

支給開始年齢の引上げが現実的ではないとするならば、次善の策としては愚直に繰下げの仕組みとメリット・デメリットの理解を広めるほかありません。繰下げの検討は老齢期の収入計画を考えることに他ならず、そのためには公的年金の額だけに着目するのではなく、65 歳以降の就業による収入、企業年金・保有資産・相続などから得られる収入を勘案しながら、長所である長生きリスクやインフレリスクへの対応力がある公的年金の額をどのくらい増額することが良いかなど、公私の組み合わせを考えることが大切となります。図表 6 の例では 65 歳から 70 歳までの収入の一部を就業によるものに切り替え、不足する分を企業年金や保有資産の取崩しなどで賄うことで、公的年金を繰下げ、増額しています。これにより長生きリスクへの備えが可能となります。

このような検討ができるよう考慮すべき要素をわかりやすく丁寧に啓蒙すると同時に、検

討を容易にするシミュレーションツールなどの充実が必要です。

〔図表6〕繰下げによる増額の活用例のイメージ



なお、本稿における意見にかかわる部分および有り得るべき誤りは、筆者個人に帰属するものであり、所属する組織のものではないことを申し添えます。

#### 【参考資料】

- 年金制度に関する総合調査(厚生労働省 2019 年)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_07114.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07114.html)
- 令和 2 年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況(厚生労働省 2021 年)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000925808.pdf#page=27>